

農地等の権利移動申請手続き及びお願い

瑞穂市農業委員会

I.申請の申し込みについて

1. 受付期間 毎月10日まで受付します。
(10日が土・日・祭日の場合はその翌日)
2. 申請の申し込み 申請書に瑞穂市農業委員会指定の申込書を添付して申し込みをして下さい。
3. 代理申請について 申請者以外の方が提出される場合は、必ず委任状を添付して下さい。
4. 総会開催日 毎月26日に行われます。
(26日が土・日・祭日の場合はその翌日)
5. 許可書について 許可書ができましたら、電話連絡をします。

II.注意事項

1. 申請書について

- ・申請書は国が例示している申請書様式を使用して下さい。
〔農林水産省経営局長・農村振興局長通知「農地法関連事務処理要領の制定について」様式例第1号の1〕

2. 承諾等について

- ・書類を作成後、申請地の地区担当の農業委員の承認を得て下さい。
- ・承認を得る場合は、次の点に留意して下さい。
 - ① 申請書類が添付されていない場合は、申請内容が把握できないため署名・押印は貰えません。
 - ② 添付書類は揃っているが、小作関係等について疑問がある場合は、農業委員(担当地区委員)が書類を預かり内容等を確認後、署名・押印しますので、後日取りに行ってください。
 - ③ 許可・不許可の判断は、許可基準等に照らし合わせて農業委員会総会で決定、または、進達の意見が決まります。
 - ④ 農業委員に承認を得るときは、申請者本人も随同して下さい。

裏面に続く

3. 申込書の申請理由の書き方について

- 申請理由について、「譲受人(借人)」「譲渡人(貸人)」それぞれの理由を記載して下さい。
 - 譲受人(借人)
例：経営規模拡大、作業効率の向上、経営移譲年金による経営移譲、代替等
 - 譲渡人(貸人)
例：高齢化、労力不足、耕作不便、経営規模縮小、経営移譲年金受給、資金が必要、耕作権の解約等

4. 添付書類について

- ① 7については、申請地が地図の中央にくるようにし、申請地を朱書きで記入して下さい。
- ② 18に該当する場合、定款又は寄附行為のコピーを添付する際に原本証明を忘れないように注意して下さい。

5. 譲受人(借人)は、次の項目に注意して下さい

- a.耕作目的に合った農機具を所有していること。
- b.従事日数は150日以上であること。(1人)
- c.最低経営面積が30a以上であること。(取得後)
- d.通作距離の妥当性は、隣接市町に在住する場合を含めて、おおむね20kmまでを目安とします。